

指標の新設・見直し等について

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

施策 (1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

新設

①国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えるレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合を増加させる(微生物)。	ウ 肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合	78% (平成26年度)	90% (平成31年度)	-	-	-	88%	90%	農林水産省は、有害微生物による食中毒の発生を未然に防止するため、微生物の病原性、患者数等の情報をもとに、リスク管理に取り組むべき微生物を明らかにした上で、必要に応じ食品の生産から消費にわたる段階の、安全性向上対策の検討・策定、普及・周知、有効性の検証というプロセスを進めている。 これまでの調査結果から、肉用鶏の食中毒菌の保菌率を下げられ、鶏肉の汚染率を下げられることがわかった。食中毒の原因の一つである鶏肉の安全性向上のため、生産段階の取組を強化する必要があることから、本指標を設定した。	・平成25年度に策定した鶏肉の生産衛生管理ハンドブックに記載された主要衛生対策のうち、最も低い実施率の衛生対策における実施率を「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合」とし、測定指標とした。 ・基準値は、平成26年に実施した肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査結果から得られた「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合(78%)」から設定。	農林水産省消費・安全局が行う、肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査によって実施割合を把握	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一差
---	------------------------------	-----------------	-----------------	---	---	---	-----	-----	--	--	--	--	------

新設理由

平成30年2月に開催したリスク管理検討会において、今後は食品の安全性を向上させる措置(指針等)を策定・普及することに軸足を移行することに賛同を得た。これを受け、微生物分野においても、措置の策定・普及、農場における実践の促進を強く望まれるようになったため。

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

施策 (1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現行



新設	② 生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化	イ（畜産）GAP認証取得経営体数	－ （平成28年度）	1,150 （32年度）	－	－	－	565	1,033	畜産物のGAPは、 ・ 食品安全、環境保全、労働安全等はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること ・ 大手流通、小売事業者からも、GAPへの関心が高まっており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、畜産物のGAPを実践する生産者の拡大が極めて重要となっており、GAPの認証を取得した経営体数を確認することとした。	平成32年度までに、畜産専門農家の3％水準となる1,150戸とした。	畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り。	達成度合（％）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満	S↑一差

新設理由

畜産物のGAPの実施及び認証取得の拡大に向け、平成30年度から新規に「畜産GAP拡大推進加速化事業」を措置し、GAP審査・指導体制を構築し、指導員等による生産者への指導を推進していることから、指標を新設することとしたい。

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ② 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

施策 (1) 「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承

	目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標－ 計算分類
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
現行	③市町村における国民運動としての食育の推進	(ア)食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	77% (27年度)	100% (32年度)	82%	86%	91%	95%	100%	食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。	第3次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合については、今後5年間で100%とすることを旨として設定していることから、平成32年度の目標値を100%とした。	出典：市町村における食育推進の状況及び食育推進計画の作成状況(農林水産省HP) 作成時期：調査年度末。 算出方法：計画作成市町村数/全市町村数	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満	S↑－直
見直し	現行と同じ	現行と同じ	77% (27年度)	100% (32年度)	82%	86%	91%	95%	100%	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ	達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満	S↑－差
見直し理由	直接比較法では基準値からの目標値に対しどれだけ改善されたかが反映されないため、実績値が低調であっても達成度合いが高くなることから、目標値への達成度を正確に表すため差分比較法に見直すこととした。													

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

施策 (1) 6次産業化等の取組の室の向上と拡大に向けた戦略的推進

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	31年度	32年度	37年度					
①6次産業化等の 取組の質の 向上	オ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数		100地区 (平成30年度)	—	100地区	—	—	—	農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後全国各地で始まるが見込まれること。このような多様な取組を計る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、測定指標として設定した。	目標値については、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様であること、及び発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多種多様な取組が行われていることから、これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で100地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組みようとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30年度を目標年度として設定したところ。 年度毎の目標値については、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め設定することが適当ではないため設定していない。	補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。	S ↑ 一他

現行

見直し

①6次産業化等の 取組の質の 向上	オ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	186.6億円 (28年度)	600億円 (35年度)	—	—	—	—	—	農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。	法の基本方針により、当初の目標指標は5年後(平成30年度)に「100地区」と設定されていたため、今回の見直しではこの5年間の歩みを踏まえつつ、次の5年間を見据えて平成35年度に目標を設定することとしたい。 目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ベースの維持を目指すこととし、平成35年度末時点の経済規模として600億円を設定した。 長期的にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。	法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区の状況から、経済規模を試算。	評価に当たっては、取組地区における再生可能エネルギーの経済規模の増減の要因を総合的に分析し、判定する。	F ↑ 一他
-------------------------	--	-------------------	-----------------	---	---	---	---	---	--	---	--	---	--------

見直し
理由

これまで、農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数」を平成30年度までに100地区にすることを目標としてきた。
農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、導入段階において必要であった「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数」よりも、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギーにかかる経済規模」を測定指標として選定した。

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野	③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓													
施策	(2)食品産業の競争力の強化													
目 標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類	
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

現行



新設	②食品流通の 効率化及び高 度化等	ア 飲食料品卸売業 における売上高に占 める経費の割合	11.63% (28年度)	11.00% (36年度)	-	-	-	11.63%	11.51%	卸売市場を含む食品流通構造の効率化を測定するため、次の理由により、「飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合」を測定指標として選定した。 ①食品流通においては、消費者ニーズの変化や人手不足、情報通信技術の発達等の変化を踏まえつつコスト削減や付加価値向上などの取組を推進することが必要であり、今後、改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立(第196回通常国会)を踏まえ、1. 物流の効率化、2. 情報通信技術等の活用、3. 鮮度保持等の品質・衛生管理、4. 国内外の需要への対応等の施策を進めていくこととしている。 ②施策の成果としては、営業利益(＝売上総利益－経費)の規模により測定することも考えられるが、売上総利益(＝粗利益＝売上高－売上原価)は外部要因の影響等による変動幅が大きく、施策の効果を的確に表現できないことが考えられる。 ③一方、経費は食品流通の各段階における効率化の取組が反映される経費であり、売上高に対する割合を見ることで流通構造の合理化の進展が把握できる。	本年度、成立した改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の施行に合わせて、目標年度、目標値の設定を行った。 目標年度については、改正卸売市場法の改正が公布(平成30年6月22日)から2年を超えない範囲内で施行されること、かつ、施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、平成36年度と設定した。 目標値については、①本法律が成立した平成30年度までは既存の施策をもって基準年度(平成28年度)実績値の現状の維持を図り、②平成31年度以降は、本法律に基づく物流の効率化、情報通信技術等の活用等、卸売市場を含めた食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(平成36年度)まで毎年の割合が直線的に減少(0.1ポイントずつ減少)するものとして目標値を設定(11.0%)とした。	中小企業庁「中小企業実態基本調査」の飲食料品卸売業のデータにより把握。 出典:「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 公表時期:年度末 算出方法:飲食料品卸売業の経費/飲食料品卸売業の売上高	達成度合(%)＝(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 A' ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ただし30年度については、既存の施策の展開状況も含めて総合的に判断する。	F↓-差

新設理由

改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立を踏まえ、卸売市場の効率化・高度化を測定する「卸売市場当たりの取扱金額」だけではなく、卸売市場を含む食品流通の効率化のための施策の効果を測定することが必要なため。

中目標1 食糧の安定供給の確保														
政策分野		③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓												
施策		(2) 食品産業の競争力の強化												
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類	
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
現行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新設	②食品流通の 効率化及び高度 化等	イ 中央卸売市場に おける青果・水産物の 低温卸売場の整備率	17.8% (28年度)	27.5% (36年度)	-	-	-	-	-	卸売市場を含めた食品流通の合理化等を 促進し、生産者・消費者双方のメリット向上 のための食品流通構造の実現に向けた制度 の構築が求められており、卸売市場にお ける鮮度保持及び付加価値の向上の観点 からも、低温管理によるコールドチェーンを 整備することは重要であることから、生鮮食 料品の品質・衛生管理の高度化に関する施 策の効果を測るため、「中央卸売市場にお ける青果・水産物の低温卸売市場の整備 率」を測定指標とした。	本年度成立した改正卸売市場法及び食品等の 流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の 施行に合わせて、低温卸売場等の施設整備を促 進する観点から、目標年次、目標値の設定を行っ た。 目標年次については、①改正後の食品等の流 通の合理化及び取引の適正化に関する法律が公 布から6ヵ月を超えない範囲で、卸売市場法の改 正が交付から2年を超えない範囲内で施行するこ と、かつ、改正卸売市場法の施行後5年を目処 に、改正後の法律の規定について必要な見直しを 行うこととしていることに加え、②低温卸売市場の 整備には、規模によっては5～7年程度を要するこ とから、改法に基づく施策等による低温卸売場の 整備の促進の効果を測定するための期間を設け ることとし、平成36年度に設定した。 また、目標値については、食品等の流通の合理 化及び取引の適正化に関する法律の施行により、 卸売市場において食品等の流通合理化の取組の 一環としてコールドチェーンの整備等が図られるこ とを見込み、平成28年度までのトレンドから算出 した場合の伸び率から倍増した27.5%に設定した。 なお、前述のとおり、低温卸売場の整備には長 期間の取組が求められ、短期間での効果の測定が 困難であることから、単年度の目標値は設定して いない。	農林水産省による中央卸売市場の 開設者に対する低温卸売場の面積 の調査により把握。 調査手法：食品流通課卸売市場室 市場整備班による調査 算出方法：青果・水産物の低温卸 売場の面積／青果・水産物の卸売 場面積 データの所在：食品流通課卸売市 場室市場整備班	中央卸売市場における青果・水産 物の低温卸売場の整備率につい て、増減要因及び卸売市場にお けるコールドチェーンの整備に対 する支援の状況などを総合的に分析 し、判定する。	S1-他
	改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立を踏まえ、卸売市場の効率化・高度化を測定する「卸売市場当たりの取扱金額」だけではなく、鮮度保持等の品質・衛生管理など高度化のための施策の効果を測定する必要があるため、新たな指標として「中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率」を設けることとしたい。													
新設理由														

中目標1 食料の安定供給の確保														
政策分野		③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓												
施策		(2) 食品産業の競争力の強化												
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類	
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
②食品流通の 効率化及び高 度化	ア 1中央卸売市場 当たりの取扱金額	585億円 (25年度)	632億円 (32年度)	607億円	609億 円	623億 円	626億 円	629億 円	①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。 ②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。 ③他方、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。 ④また、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速かつ正確に把握できる等の利点がある。	目標年度は、第10次卸売市場整備基本方針の目標年度であり、基本計画の見直し年度でもある平成32年度と設定した。 目標値については、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点から、取扱金額と相関関係にある営業利益について安定性を考慮した目標値(632億円(税込み))を設定した。	卸売市場法(第二十八条)に基づく中央卸売市場卸売業者の事業報告書により把握	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	F1ー直	
②食品流通の 効率化及び高 度化	ウ 1中央卸売市場 当たりの取扱金額	695億円 (28年度)	719億円 (36年度)	-	-	-	701億 円	704億 円	現行と同じ	30年度通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」を提出したところであり、法律の改正に向けて、目標年次、目標値の設定を見直した。 目標年次については、卸売市場法の改正が交付から2年を超えない範囲内で施行すること、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、平成36年度と設定した。 また、目標値については、この法律の改正により、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となることから、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719億円(税込み))に設定した。	農林水産省による中央卸売市場を対象とした調査により把握。 ※ただし速報値のため、卸売市場法(第二十八条)に基づく中央卸売市場卸売業者の事業報告書により把握する確報値とは誤差が生じる場合がある。 調査手法:食品流通課卸売市場室 市場企画班による調査 算出方法:中央卸売市場の取扱金額÷中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場は除く。 データの所在:食品流通課卸売市場室 市場企画班	達成度合(%)=(当該年度の実績値ー基準値)÷(当該年度の目標値ー基準値)×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	F1ー差	
強い農業づくり交付金等により品質管理の高度化等に対する支援を行い卸売市場の機能が図られたことや、天候不順等の外的要因による品目の単価上昇を背景に、1中央卸売市場当たりの取扱金額は増加傾向にあるため、測定指標を上回る水準となり、平成26年度の測定指標の見直しから現在までA判定が続いているところ。 他方、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」は、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進し、今後も1中央卸売市場当たりの取扱金額を増加させることを目標としていることから、現行の測定指標よりも高い目標値を設定し、施策の効果測定を行うこととしたい。														

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野 ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

施策 (2)食品産業の競争力の強化

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現行



新設

③食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進	ウ 食品製造業の労働生産性の伸び率	2.6% (28年度)	3% (33年度)	-	-	-	-	-	「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、製造業全体の労働生産性について年間2%(平成25年～平成27年の平均1.4%)を上回る向上を目指すことが決定されたため、「食品製造業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。	目標値は、「未来投資戦略2017」において決定された製造業全体の目標値2%をもとに、その数値を上回る3%を設定した。 目標年度は、2018年4月6日に公表した「食品産業戦略」において提案した「2020年代の労働生産性3割増」を遅くとも2029年までに達成するためには、2021年度までに目標を達成する必要があるため、2021年度とした。 年度毎の目標値については、「未来投資戦略2017」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。	財務省「法人企業統計調査」 出典:「法人企業統計調査」(財務省) 作成時期: 翌年9月 算出方法: 目標年度の労働生産性/前年度の労働生産性(労働生産性＝付加価値額/(役員数＋従業員数))	当該統計に基づく計算値(目標年度の対前年伸び率)等を総合的に分析し判定する。	S ↑ 一他
-------------------------------------	-------------------	----------------	--------------	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--------

新設理由

食品製造業の労働生産性向上を目指し各種政策を講じる中、これまで施策の効果を測定する指標を設定していなかったことから、食品製造業の労働生産性の伸び率を測定指標として新たに設定した。

中目標1 食料の安定供給の確保

政策分野④ グローバルマーケットの戦略的な開拓

施策 (3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

	目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
					30年度	31年度	32年度	33年度	34年度					
現行	① 知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化	(ウ)植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナー開催回数	4回 (26年度)	16回 (29年度)	-	-	-	-	-	東アジア地域を対象に、国際基準であるUPOV条約(注1)に準拠した植物品種保護制度の整備及び運営促進を図るため、「植物品種保護制度に関するASEAN各国での研修・セミナーの開催回数」を測定指標として選定。	ASEAN10か国のうち8か国(UPOV91条約既加盟国を除く)において、法整備促進のための意識啓発セミナー及び審査技術研修を着実に実施することを目標として設定(8か国×2種類)。年度毎の目標値は、日本から参加する講師の経費と労力を平準化させるため各年4回とした。	「東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業」報告書により把握	達成度合(%) ＝当該年度実績値(セミナー開催数)／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%未満、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一直
見直し	① 知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化	ウ アセアン諸国におけるUPOV1991年条約に準拠した法制度整備の完了国数	2か国 (29年度)	6か国 (39年度)	-	-	-	-	-	東アジア地域におけるUPOV1991年条約に則った植物品種保護制度の整備状況を測定する指標として、アセアン諸国における法制度整備の完了国数を選定。	アセアン諸国におけるUPOV1991年条約加盟を促進することとしており、アセアン全10か国中過半として6か国に増やすことを目標に設定。なお、法制度整備には長期の手続を要することから、年度毎の目標値は設定していない。	UPOV理事会での加盟審査状況等を基に法制度整備状況を把握	達成度合(%) ＝当該年度実績値(法制度整備国数)／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%未満、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一直
見直し理由	植物品種保護制度の整備が不十分である環境は、我が国の農林水産物の輸出促進や種苗産業の海外展開における課題となっている。東アジア地域で植物品種保護制度の整備を進めるうえで、各国でUPOV1991年条約に則した国内法を整備することが必要である。現行の目標が目標年度(平成29年度)に達したことから、更なる制度整備を図るため、上記目標に見直すこととしたい。													

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑧ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

施策 (2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

現行

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
①基幹的農業水利施設を対象に機能診断を実施	ア 基幹的農業水利施設の機能診断の実施率	65% (平成27年度)	100% (平成32年度)	-	72%	79%	86%	93%	「食料・農業・農村基本計画」では、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について、「将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とされている。 このため、土地改良長期計画では、戦略的な保全管理に不可欠な施設の機能診断の早期の実現を図ることとしていることから、同目標を測定指標として選定した。	土地改良長期計画において、基幹的農業水利施設の機能診断実施率を平成32年度までに10割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で基幹的農業水利施設に対する機能診断の実施率を向上させることとする。	農村振興局調査により把握。	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S↑一直

見直し

①基幹的農業水利施設の施設機能の安定化	ア 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合	46% (平成27年度)	50% (平成32年度)	-	46%	47%	48%	49%	「食料・農業・農村基本計画」では、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について、「将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とされている。 このため、土地改良長期計画では、戦略的な保全管理に向け、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を向上させることとしていることから、同目標を測定指標として選定した。	土地改良長期計画において、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を平成32年度までに約5割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を向上させることとする。	現行と同じ	現行と同じ	現行と同じ
---------------------	---------------------------	-----------------	-----------------	---	-----	-----	-----	-----	--	--	-------	-------	-------

見直し理由

農業水利施設の維持・保全のサイクル(整備－日常管理－機能診断－補修・更新整備)が円滑に回ることにより農業水利施設が造成され、その機能を発揮することになるため、一連のサイクルの中から施設の機能診断の実施率を代表させ、これを指標としていたところ。
「農業水利施設の戦略的な保全管理」の成果をより直接的に評価することが可能である「施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合」を測定指標として設定することとする。

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野⑨ 需要構造の変化に対応した生産・供給体制の改革													
施策		(1) 国産農畜産物の競争力の強化											
目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標－ 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化	ア 搾乳牛1頭あたりの労働時間	105時間 (H25)	102時間 (H37)	105時間	104時間	104時間	104時間	103時間	酪農では、重い労働負担が後継者等の確保を困難としている一要因となっていることを踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、畜産クラスターの推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る中で、省力化、分業化、放牧の推進等により労働負担の軽減を推進することとしている。このため、酪農家の労働負担を測る指標として、搾乳牛1頭当たり年間労働時間を指標として選定した。	目標値は、直近10年間のトレンドから算出される平成37年度の年間労働時間(102時間)を設定し、年度ごとの目標値はすう勢値を設定した。※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入している。	畜産物生産費統計	達成度合(%)＝(平成25年度基準値－当該年度実績値)／(平成25年度基準値－当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超 Aランク:90%以上150%未満 Bランク:50%以上90%未満 Cランク:50%未満	F ↓ 一差
② 畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化	ア 全国の生乳生産量	745万トン (H25)	750万トン (H37)	—	—	—	747万トン	748万トン	牛乳・乳製品については、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、国内のニーズ等を踏まえた生産・供給を行うこととしており、平成37年度の目標として全国の生乳生産量750万トンを設定しており、これを指標として選定した。	「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化」に、平成37年度の生乳の需要見込みに対する国内生産量の目標として750万トンを設定している。また年度ごとの目標は基準年度から目標年度の増加目標量をもとに設定した。(毎年約0.4万トン増加)	牛乳乳製品統計	平成20年度から平成25年度まで(減産型計画生産を行っていた期間以降6年間(基準年度を含む過去6年間))の標準偏差(σ＝20万トン) A(おおむね有効):(当該年度目標値－σ)≦当該年度実績値≦(当該年度目標値＋2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値－2σ)≦当該年度実績値<(当該年度目標値－σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値－2σ) A'(目標超過):(当該年度目標値＋2σ)<当該年度実績値	F＝一他
現行の測定指標を設定した当時、高齢化や後継者不足による離農が増加しており、分業化・省力化による労働負担の軽減が重要な政策課題となっていたため、これに紐付ける形で「搾乳牛一頭当たりの労働時間」を測定指標として設定していたところ。 一方、本指標は畜産の競争力強化という目標の効果を測定する指標としては、やや矮小ではないか(競争力強化を図る一手段としての労働生産性の向上、ということであり、競争力強化を包括的に表す指標ではない。)という視点から、見直しの必要性について議論したところ。 今般、改めて関係部局で議論した結果、畜産の競争力の強化をより包括的に測定できる「全国の生乳生産量」に変更することが適切であると判断したため、測定指標の見直しを行ったものである。													

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑪ 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等

施策 (1) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
① 省力化・低コスト化技術等の導入	ウ 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加	655ha (24年度)	719ha (36年度)	-	668ha	-	681ha	-	食料・農業・農村基本計画において、高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う次世代施設園芸拠点の整備を推進するとしている。 このため、平成25年度から実施している次世代施設園芸導入加速化支援事業及び平成28年度から新たに措置した次世代施設園芸地域展開促進事業等の施策効果により、温度、CO2等の複数の環境要因をコントロールできる複合環境制御装置を備えた園芸施設の面積を増加させることとし、指標として選定した。	複合環境制御装置を備えたハウスは、高額の初期投資を必要とし、環境制御を使いこなして生産を安定化させるまでに相応の時間を要することから、ごく一部にとどまっている(全体のハウス設置面積の1.5%)ほか、近年のハウス全体の設置面積の減少と連動して減少傾向にあり、何らかの支援策を講じない場合は、今後も減少すると予想される。 こうした減少傾向に歯止めをかけるだけでなく増加に転じさせるため、①ICTを活用した高度環境制御による生産性向上を目指した次世代施設園芸拠点の成果を地域に展開していくための情報発信、研修等を推進するとともに、②高度環境制御型園芸施設の整備を支援する施策を講じることにより、複合環境制御装置を備えたハウス面積の36年度目標は、施策を講じなかった場合の予想値と比較して2割増加すると見込み、719haと設定した。 また、実績値は、隔年で実施している調査により把握するため、隔年の設定としている。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値が把握できないため、年度ごとの目標値は前々年度の値を記載している。	農林水産省生産局園芸作物課調べ「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する実態」	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S1-差

① 省力化・低コスト化技術等の導入	ウ 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加	655ha (24年度)	1,247ha (36年度)	-	-	-	1,070ha	-	現行と同じ	複合環境制御装置は、多額の初期投資を必要とし、また、環境制御を使いこなして生産を安定化させるまでに相応の時間を要することから、その導入面積はごく一部にとどまり(ハウス全体の設置面積の2.5%(28年度))、ハウス全体の設置面積の減少と連動して減少傾向にあった。その後、平成25年度以降の次世代施設園芸事業等の施策の効果により、複合環境制御装置を備えたハウスの面積は増加傾向にあるが、今後施策を講じなかった場合には、ハウス全体の設置面積の減少と連動し、再び減少傾向に転じるおそれがある。 このため、①ICTを活用した複合環境制御による生産性向上を目指した次世代施設園芸拠点の成果を地域に展開していくための情報発信、②次世代施設園芸の要素技術である環境制御技術等を習得するための実証・研修等を推進するとともに、③複合環境制御型園芸施設の整備を支援する施策(強い農業づくり交付金)を着実に進めていくことにより、それらの施策効果として、複合環境制御装置を備えたハウス面積は今後も増加していくと見込み、平成36年度目標は平成28年度以降の事業実績等も加味して施策効果の見直しを行い、1,247haと設定した。 なお、実績値は、隔年で実施している調査により把握するため、隔年の設定としている。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値が把握できないため、年度ごとの目標値は前々年度の値を記載している。	現行と同じ	現行と同じ	S1-差
-------------------	------------------------------------	-----------------	-------------------	---	---	---	---------	---	-------	--	-------	-------	------

見直し理由	現行の目標設定時には、次世代施設園芸事業を実施する前のデータを用いて、複合環境制御装置を備えたハウスの面積の趨勢値を試算し、その趨勢値に28年度当初の時点で見込まれる施策効果を加味して設定。しかしながら、次世代施設園芸事業等の施策効果により、30年度評価時点で目標値を大幅に上回った(28年度実績:952ha)ことから、28年度以降の事業実績等も加味して施策効果の見直しを行い、目標値を上方修正した。												
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑪ 先端技術の活用等による生産・流通システムの改革等

施策 (2)異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

	目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
現行	②農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化	ア ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数	11.6地点 (平成26年度)	14.4地点 (平成32年度)	-	12.0地点	12.4地点	12.9地点	13.4地点	食料・農業・農村基本計画においては、収量の向上、高位安定化を図るため、土壌改良資材や有機物の投入により地力の強化を図ることとされている。一方、地力の強化のためには、土壌分析に基づく適正施肥の取組が不可欠であることから、土壌分析の総合的な実施状況を最も端的に表す数値として、ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数を指標として選定した。	平成18年から平成26年までの8年間の単位面積当たりの実施点数の増加率が平均3.3%/年であることから、食料・農業・農村基本計画に基づく地力強化の取組を着実に推進することにより同水準の向上率を確保(1年当たり3.3%増)するとともに、平成30年度(平成29年度実績)以降はモデル事業の効果の浸透により当初の1.2倍の1年当たり4.0%の増加を見込み、目標値を14.4地点と設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度の値を記入する。	農協に対するアンケート調査(抽出調査)により把握する。	達成度合(%)=(当該年度実績値-26年度基準値)÷(当該年度目標値-26年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	F↑一差
見直し	②農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化	ア ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数	15.2地点 (平成28年度)	22.4地点 (平成32年度)	-	-	-	17.0地点	18.8地点	現行と同じ	目標値については、平成29年度実績(前年度の実績値)が、当初設定していた目標年度の目標値を上回ったことから、過去3年間(平成26年度から平成28年度)の実績を踏まえて、平成30年度以降について、年間1.8点(注)の増加を見込み、目標値を再設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度の値を記入する。	現行と同じ	達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	F↑一直
見直し理由	目標値については、平成29年度実績(前年度の実績値)が、当初設定していた目標年度の目標値を上回ったことから、過去3年間(平成26年度から平成28年度)の実績を踏まえて、平成30年度以降について、年間1.8点(注)の増加を見込み、目標値を再設定した。 (注) (平成28年度実績値(15.2地点)-平成26年度実績値(11.6地点))÷2=1.8地点 目標値・実績値は、作物の作付面積及び分析点数から算出した100ha当たりの土壌分析点数であり、この数値を差分比較法で計算した場合、変化率が過剰に算出され、適切な評価が困難であるため、直接値比較法で評価することとした。													

中目標2 農業の持続的な発展

政策分野 ⑪ 先端技術の活用等による生産・流通システムの改革等

施策 (3) 効果的な農作業安全対策の推進

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現行

新設

① 農作業事故による死者数を減少	ウ (畜産)GAP認証取得経営体数	- (平成28年度)	1,150 (32年度)	-	-	-	565	1,033	畜産物のGAPは、 ・ 食品安全、環境保全、労働安全等はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること ・ 大手流通、小売事業者からも、GAPへの関心が高まっており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、畜産物のGAPを実践する生産者の拡大が極めて重要となっており、GAPの認証を取得した経営体数を確認することとした。	平成32年度までに、畜産専業農家の3%水準となる1,150戸とした。	畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り。	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	S ↑ 一差
------------------	-------------------	---------------	-----------------	---	---	---	-----	-------	---	------------------------------------	-----------------------------------	--	--------

新設理由

畜産物のGAPの実施及び認証取得の拡大に向け、平成30年度から新規に「畜産GAP拡大推進加速化事業」を措置し、GAP審査・指導体制を構築し、指導員等による生産者への指導を推進していることから、指標を新設することとした。

中目標3 農村の振興

政策分野 ⑮ 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

施策 (2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
				29年度	30年度	31年度	32年度	37年度					
①再生可能エネルギーの生産・利用の促進	(ア)再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数		100地区 (平成30年度)	—	100地区	—	—	—	農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後全国各地で始まることが見込まれるところ。このような多様な取組を計る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、測定指標として設定した。	目標値については、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様であること、及び発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多様な取組が行われていることから、これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で100地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組みとうとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30年度を目標年度として設定したところ。 年度毎の目標値については、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め設定することが適当ではないため設定していない。	補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。	S ↑ 一他

①再生可能エネルギーの生産・利用の促進	ア 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	186.6億円 (28年度)	600億円 (35年度)	—	—	—	—	—	農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。	法の基本方針により、当初の目標指標は5年後(平成30年度)に「100地区」と設定されていたため、今回の見直しではこの5年間の歩みを踏まえつつ、次の5年間を見据えて平成35年度に目標を設定することとした。 目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ベースの維持を目指すこととし、平成35年度末時点の経済規模として600億円を設定した。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。	法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区の状況から、経済規模を試算。	評価に当たっては、取組地区における再生可能エネルギーの経済規模の増減の要因を総合的に分析し、判定する。	F ↑ 一他
---------------------	--	-------------------	-----------------	---	---	---	---	---	--	---	--	---	--------

見直し理由

これまで、農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数」を平成30年度までに100地区にすることを目標としてきた。
農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、導入段階において必要であった「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数」よりも、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギーにかかる経済規模」を測定指標として選定した。

中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

政策分野 ⑩ 林業の持続的かつ健全な発展

施策 (2) 人材の育成・確保等

	目標	測定指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	年度毎の目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の 設定根拠	把握の方法	達成度合いの判定方法	指標一 計算分類
					28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
現行	② 林業労働安全の向上	(ア)林業労働災害被災者数	1,611人 (H26年度)	1,321人 以下 (H32年度)	1,514人 以下	1,466人 以下	1,418人 以下	1,369人 以下	1,321人 以下	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を目標として設定した。	平成27年から5年間で被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の平成31年までに被災者数を1,369人以下まで減少させることを目標とする。 平成32年度についても、年3%減少である1,321人以下を目標に設定した。	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握	Aランク(おおむね有効): 毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である): A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある): 基準値を上回った場合	F ↓ 一直 (定性)
見直し	② 林業労働安全の向上	(ア)林業労働災害被災者数	1,314人 (H29年)	1,248人 以下 (H34年)	—	—	1,301人 以下	1,288人 以下	1,275人 以下	従前と同じ	厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の平成34年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。	現行と同じ	現行と同じ	F ↓ 一直 (定性)
新設	② 林業労働安全の向上	(イ)林業労働災害死亡者数	40人 (H29年)	34人 以下 (H34年)	—	—	39人 以下	38人 以下	37人 以下	厚生労働省の第13次労働災害防止計画において、重点とする業種に林業が追加され、死亡者数を2017(H29)年と比較し、2022(H34)までに15%以上の減少を目標としたため、左記指標を選定した。	厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の平成34年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握	Aランク(おおむね有効): 毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である): A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある): 基準値を上回った場合	F ↓ 一直 (定性)

見直し 新設理由

測定指標の基準値、目標値の基となる厚生労働省の労働災害防止計画が見直されたため、新たな計画に基づき基準値、目標値を設定。